

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第4章～第5章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	訪問看護（第4章）		条文	訪問リハビリテーション（第5章）		
申請者		介護保険法施行規則126の4の2	法人		介護保険法施行規則126の4の2	法人		
		介護保険法71	病院・診療所(保険医療機関はみなし指定) ※条例委任されていない		介護保険法71	病院・診療所(保険医療機関はみなし指定) ※条例委任されていない		
基本方針		59	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。		75	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。		
			訪問看護ステーション	病院・診療所				
人員基準	従業員の員数	看護職員	60	(保健師、看護師または准看護師) 常勤換算で2.5以上 ※うち1名は常勤	—	—		
		理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	60	実情に応じた適当数	76	置かなければならない		
		管理者	61	常勤専従 (ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。) 【資格要件】 ①保健師又は看護師(ただしやむを得ない場合はこの限りでない) ②適切なサービスを行うために必要な知識及び技能を有する者	—	—	—	
設備基準	設備備品	必要な広さの専用区画	62	—	76	必要な広さの専用区画を設けなければならない		
		事務室		設けなければならない		—	—	
		必要な備品		備えなければならない		備えなければならない		

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第4章～第5章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	訪問看護（第4章）	条文	訪問リハビリテーション（第5章）
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	74 (8準用) ①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなくCD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。	83 (8準用)	同左
	提供拒否の禁止	74 (9準用) 正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	83 (9準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	63 事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者に連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。	83 (10準用)	同左
	利用者の受給資格等の確認	74 (11準用) ①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	83 (11準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	74 (12準用) ①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	83 (12準用)	同左
	心身の状況の把握	74 (13準用) サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。	83 (13準用)	同左
	居宅介護支援事業者等との連携	64 ①居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②サービスの提供の終了に際しては、利用者又は家族に対し適切な指導を行うとともに、主治の医師及び事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	83 (64準用)	同左
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	74 (15準用) 法定代理受領サービスの要件に該当しないときは、当該利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、法定代理受領サービスとして受け取ることができる旨を説明するなど必要な援助を行わなければならない。	83 (15準用)	同左
	居宅サービス計画に沿った提供	74 (16準用) 居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。	83 (16準用)	同左
	居宅サービス計画等の変更の援助	74 (17準用) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等の必要な援助を行う。	83 (17準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第4章～第5章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	訪問看護（第4章）	条文	訪問リハビリテーション（第5章）
運営基準	身分を証する書類の携行	74 (18準用)	従業者は身分を証する書類を携行し、初回訪問時と利用者・家族から求められたときは提示しなければならない。	83 (18準用)	同左
	サービス提供の記録	74 (19準用)	①サービスの提供及び内容、利用者に代わって支払いを受けるサービス費（法定代理受領）等を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	83 (19準用)	同左
	利用料等の受領	66	①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び居宅介護サービス費用基準額と療養の給付もしくはサービスに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅でサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。 ④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	78	①法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び居宅介護サービス費用基準額と、療養の給付のうちサービスに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅でサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。 ④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
	保険給付の請求のための証明書の交付	74 (21準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	83 (21準用)	同左
	基本取扱方針	67	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ②事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	79	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ②事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	具体的取扱方針	68	一 主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。 四 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。	80	※指定訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとする 一 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 四 それぞれの利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第4章～第5章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	訪問看護（第4章）	条文	訪問リハビリテーション（第5章）
運営基準	主治医との関係	69 ①管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。 ②事業者は、サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 ③指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 ④当該事業所がサービスを担当する医療機関である場合にあっては、主治の医師の文書による指示は診療記録への記載をもって代えることができる。 ③事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出する。 ④当該事業所がサービスを担当する医療機関である場合にあっては、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、は診療記録への記載をもって代えることができる。	—	—
	介護計画の作成 ※訪問看護については、 および報告書の作成	70 ①看護師等（准看護師を除く。以下において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を（以下「計画書」）作成しなければならない。 ②既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って計画書を作成しなければならない。 ③その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④当該計画書を利用者に交付しなければならない。 ⑤訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書（以下「報告書」）を作成しなければならない。 ⑥管理者は、計画書及び報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 ⑦前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。	81 ①医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画（以下「計画」）を作成しなければならない。 ②既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 ③医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、当該計画を利用者に交付しなければならない。	
	同居家族に対するサービス提供の禁止	71 看護師等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。	—	—
	利用者に関する市町村への通知	74 (26準用) 次のいずれかに該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 利用者が正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	83 (26準用)	同左
	緊急時等の対応	72 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。	—	—
	管理者等の責務	74 (52準用) ①事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従業員に基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	83 (52準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第4章～第5章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	訪問看護（第4章）	条文	訪問リハビリテーション（第5章）
運営基準	運営規程	73	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。	82	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。
	勤務体制の確保等	74 (30準用)	①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ③従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	83 (30準用)	同左
	衛生管理	74 (31準用)	①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	83 (31準用)	同左
	掲示	74 (32準用)	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス 選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	83 (32準用)	同左
	秘密保持等	74 (33準用)	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	83 (33準用)	同左
	広告	74 (34準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	—	—
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	74 (35準用)	事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	83 (35準用)	同左

◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理（第4章～第5章）

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

	条文	訪問看護（第4章）	条文	訪問リハビリテーション（第5章）
運営基準	苦情処理	74 (36準用) ①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	83 (36準用)	同左
	地域との連携	74 (36-2準用) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	83 (36-2準用)	同左
	事故発生時の対応	74 (37準用) ①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	83 (37準用)	同左
	会計の区分	74 (38準用) 事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。	83 (38準用)	同左
	記録の整備	73-2 ①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 主治の医師による指示の文書 二 訪問看護計画書 三 訪問看護報告書 四 提供した具体的なサービスの内容等の記録 五 市町村への通知に係る記録 六 苦情の内容等の記録 七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	82-2 ①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 訪問リハビリテーション計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	